

令和4年度から新保険料率が適用されます

後期高齢者医療制度の保険料率が改定されました

静岡県後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。この保険料率は、都道府県ごとに医療費の増加状況などを考慮し2年ごとに改定されます。令和4年度は、下記の新保険料率が適用されます。



問い合わせ 市民課国保年金係 (☎35-0915)

■保険料内訳(年間)改定の内容

改定前

| | 令和2・3年度の保険料率 |
|------|--------------|
| 所得割率 | 8.07% |
| 均等割額 | 4万2,100円 |



改定後

| | 令和4・5年度の保険料率 |
|------|--------------|
| 所得割率 | 8.29% |
| 均等割額 | 4万2,500円 |

保険料の計算方法

後期高齢者保険料は、介護保険料と同様に個人ごとに算定し、定額の「均等割額」と所得に応じて計算される「所得割額」の合計で計算されます。

所得割額
(総所得金額－基礎控除額(43万円))×
所得割率 8.29%

+

均等割額
4万2,500円
被保険者1人当たり

=

1年間の保険料
(限度額66万円)
※100円未満切り捨て

※年金所得のみの方は、(年金収入－公的年金等控除額)が総所得金額になります。

■保険料軽減措置が継続されます

- ・被用者保険(いわゆる「サラリーマン」の健康保険)の被扶養者だった人
均等割額が5割軽減され、所得割額はかかりません。(資格取得日から2年間)
- ・所得の少ない人
令和3年度と同様の軽減措置が継続されます。

均等割額は、世帯の所得水準にあわせて、次のとおり軽減されます。

| 世帯主及びすべての被保険者の総所得金額等の合計 | 軽減の割合 |
|--|-------|
| 「43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円+52万円×世帯の被保険者数」以下 | 2割 |
| 「43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円+28.5万円×世帯の被保険者数」以下 | 5割 |
| 「43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円」以下 | 7割 |

※給与所得者とは、給与収入55万円超と公的年金に係る所得を有する者(公的年金等の収入金額)

■収入別保険料額の例 ※単身世帯で年金収入のみの場合

| 年金収入額(年間) | 令和3年度 | 令和4・5年度 | 上昇額 |
|---------------------|-----------|-----------|--------|
| 基礎年金受給者(年金収入78万円) | 1万2,600円 | 1万2,700円 | 100円 |
| 月額15.5万円(年金収入187万円) | 4万8,400円 | 4万9,400円 | 1,000円 |
| 月額18.3万円(年金収入220万円) | 8万7,700円 | 8万9,500円 | 1,800円 |
| 現役並み所得者(年金収入383万円) | 21万7,000円 | 22万2,100円 | 5,100円 |